

事務連絡
令和3年4月15日

各
都道府県
市町村
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチン接種会場としての貸切バス車両の活用について
(情報提供)

地方自治体等のニーズに応じて、貸切バス事業者が保有するバスを新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種会場に活用する場合の取り扱いについて、別紙のとおり、国土交通省から各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）に対して通知がなされましたので、情報提供いたします。

事務連絡

令和3年4月9日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局長運輸部長 殿

自動車局旅客課長

新型コロナウイルスワクチン接種会場としての貸切バス車両の活用について

標記について、地方自治体等のニーズに応じて迅速に貸切バス事業者が保有するバスをワクチン接種会場に御活用頂けるよう下記のとおり連絡するので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、遺漏なく対応されたい。

記

1. 背景

新型コロナウイルスワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や各種施設を接種会場として接種が行われる予定であるが、貸切バス事業者からワクチン接種の主体となる地方自治体（以下「市町村等」という。）に対して、ワクチン接種会場として貸切バス活用の提案がなされているところ、活用にあたっての留意点を以下のとおり連絡する。

2. 医療法に基づく必要な手続に関する留意点

貸切バスをワクチン接種会場に活用するためには医療法（昭和23年法律第205号）上、市町村等から都道府県・保健所設置市・特別区の衛生主管部（局）（以下「都道府県等の衛生主管部」という。）に対して実施場所ごとに診療所の開設許可申請が必要であるところ、「地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために地方公共団体が新たに診療所を一時的に開設する場合の医療法等の臨時的な取扱いについて」（令和3年2月18日厚生労働省医政局総務課長通知）のとおり、厚生労働省医政局から都道府県等の衛生主管部に対して、市町村等が診療所を開設する場合には、当該開設に係る許可は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えなく、開設許可に係る申請事項について簡素化する等地域におけるワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る臨時的な取扱いがなされている。

この臨時的な取扱いに基づく申請にあたっては、接種会場として貸切バスを活用するニーズのある市町村等から都道府県等の衛生主管部に対して、手続を行うことになるため、当該手続に係る相談に際して、貸切バス事業者も関与するのが望ましいと考える。

なお、既存の医療機関が、貸切バスを「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」（平成7年11月29日厚生省健康政策局長通知）における「移動健診等施設」として活用し、巡回健診等としてワクチン接種を実施することも可能である。その場合も医療機関による当該手続に係る相談に際して、貸切バス事業者も関与するのが望ましい。ワク

チン接種に係る巡回健診等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その2）」（令和3年2月1日厚生労働省医政局総務課事務連絡）を参照されたい。

3. 道路運送法における留意点

貸切バス事業者の事業用自動車を一時的にワクチン接種会場として活用することは、旅客の運送を伴わない一時的な自家使用と考えられるため道路運送法上の手続きは不要。

4. 道路運送車両法における留意点

ワクチン接種会場として貸切バス車両の活用にあたって車両の座席を取り外した場合には、自動車検査証に記載された乗車定員等が変更となるため、道路運送車両法第67条の規定に基づき事由があった日から15日以内に自動車検査証の記載事項の変更手続き及び構造等変更検査が必要となるが、接種会場として使用する地方自治体及び貸切バス事業者の管理体制の下、適切な運用がなされるものにあつては、恒久的に変更されるものではないことからこの期間を猶予し、記載事項の変更を行わずに活用できるよう別添のとおり通達を発出。

以上

(参考)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その2）（令和3年2月1日厚生労働省医政局総務課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000731803.pdf>

- ・ 地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために地方公共団体が新たに診療所を一時的に開設する場合の医療法等の臨時的な取扱いについて（令和3年2月18日厚生労働省医政局総務課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000741477.pdf>

- ・ 「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」（平成7年11月29日厚生省健康政策局長通知）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb8720&dataType=1&pageNo=1

国 自 整 第 8 号

令和 3 年 4 月 9 日

北海道運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定であるが、今般、貸切バス事業者からワクチン接種事務の主体となる地方自治体（以下「自治体」という。）に対して、新型コロナワクチン接種会場として貸切バス活用の提案がなされているところである。

同事業者では、自治体と契約を締結し、同事業者が使用する事業用自動車に対し、ワクチン接種用スペースの確保のために一部の座席の取り外しを行ったうえで自動車を提供することとしている。

本来ならば当該自動車の座席を取り外した場合、自動車検査証の記載事項である、「乗車定員」、「車両重量」、「車両総重量」及び「空車状態における軸重」等の変更が生じ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査が必要になるが、貸切バス事業者が使用し、同事業者により保安基準適合性の確保を含めた安全管理が行われる事業用自動車であって、下記に該当するものは、限定的かつ特殊な使用形態であり恒久的に変更されるものではないことから、法第 67 条第 1 項中「その事由があつた日から 15 日以内」とあるのを、「自治体と新型コロナワクチン接種会場として使用することとして契約された期間が満了した日から 15 日以内」に読み替えて運用することとしたので、その旨了知されたい。

1. 対象自動車

旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員 11 人以上の自動車）であって、自治体とワクチン接種会場として使用することが契約された特定の自動車に限る。

2. 変更内容

1. に掲げる対象自動車に備えられた一部の座席を取り外す等の仕様の変更を行うもの。

3. 貸切バス事業者の遵守事項

(1) 座席の取り外し等の仕様の変更及び復元については、資格や知識を持った整備事業者等において、適切に作業を実施すること。

(2) ワクチン接種会場としての使用終了後は、貸切バス事業者の責任のもと確実に元の状態に復元すること。

なお、法第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査を受ける場合には、この限りでない。

国 自 整 第 8 号
令和 3 年 4 月 9 日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定であるが、今般、貸切バス事業者からワクチン接種事務の主体となる地方自治体（以下「自治体」という。）に対して、新型コロナワクチン接種会場として貸切バス活用の提案がなされているところである。

同事業者では、自治体と契約を締結し、同事業者が使用する事業用自動車に対し、ワクチン接種用スペースの確保のために一部の座席の取り外しを行ったうえで自動車を提供することとしている。

本来ならば当該自動車の座席を取り外した場合、自動車検査証の記載事項である、「乗車定員」、「車両重量」、「車両総重量」及び「空車状態における軸重」等の変更が生じ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査が必要になるが、貸切バス事業者が使用し、同事業者により保安基準適合性の確保を含めた安全管理が行われる事業用自動車であって、下記に該当するものは、限定的かつ特殊な使用形態であり恒久的に変更されるものではないことから、法第 67 条第 1 項中「その事由があつた日から 15 日以内」とあるのを、「自治体と新型コロナワクチン接種会場として使用することとして契約された期間が満了した日から 15 日以内」に読み替えて運用することとしたので、その旨了知されたい。

記

3. 対象自動車

旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員11人以上の自動車）であって、自治体とワクチン接種会場として使用することが契約された特定の自動車に限る。

4. 変更内容

1. に掲げる対象自動車に備えられた一部の座席を取り外す等の仕様の変更を行うもの。

3. 貸切バス事業者の遵守事項

(1) 座席の取り外し等の仕様の変更及び復元については、資格や知識を持った整備事業者等において、適切に作業を実施すること。

(2) ワクチン接種会場としての使用終了後は、貸切バス事業者の責任のもと確実に元の状態に復元すること。

なお、法第67条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査を受ける場合には、この限りでない。

国 自 整 第 8 号
令和 3 年 4 月 9 日

関東運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定であるが、今般、貸切バス事業者からワクチン接種事務の主体となる地方自治体（以下「自治体」という。）に対して、新型コロナワクチン接種会場として貸切バス活用の提案がなされているところである。

同事業者では、自治体と契約を締結し、同事業者が使用する事業用自動車に対し、ワクチン接種用スペースの確保のために一部の座席の取り外しを行ったうえで自動車を提供することとしている。

本来ならば当該自動車の座席を取り外した場合、自動車検査証の記載事項である、「乗車定員」、「車両重量」、「車両総重量」及び「空車状態における軸重」等の変更が生じ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査が必要になるが、貸切バス事業者が使用し、同事業者により保安基準適合性の確保を含めた安全管理が行われる事業用自動車であって、下記に該当するものは、限定的かつ特殊な使用形態であり恒久的に変更されるものではないことから、法第 67 条第 1 項中「その事由があつた日から 15 日以内」とあるのを、「自治体と新型コロナワクチン接種会場として使用することとして契約された期間が満了した日から 15 日以内」に読み替えて運用することとしたので、その旨了知されたい。

記

5. 対象自動車

旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員 11 人以上の自動車）であって、自治体とワクチン接種会場として使用することが契約された特定の自動車に限る。

6. 変更内容

1. に掲げる対象自動車に備えられた一部の座席を取り外す等の仕様の変更を行うもの。

3. 貸切バス事業者の遵守事項

(1) 座席の取り外し等の仕様の変更及び復元については、資格や知識を持った整備事業者等において、適切に作業を実施すること。

(2) ワクチン接種会場としての使用終了後は、貸切バス事業者の責任のもと確実に元の状態に復元すること。

なお、法第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査を受ける場合には、この限りでない。

国 自 整 第 8 号
令和 3 年 4 月 9 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定であるが、今般、貸切バス事業者からワクチン接種事務の主体となる地方自治体（以下「自治体」という。）に対して、新型コロナワクチン接種会場として貸切バス活用の提案がなされているところである。

同事業者では、自治体と契約を締結し、同事業者が使用する事業用自動車に対し、ワクチン接種用スペースの確保のために一部の座席の取り外しを行ったうえで自動車を提供することとしている。

本来ならば当該自動車の座席を取り外した場合、自動車検査証の記載事項である、「乗車定員」、「車両重量」、「車両総重量」及び「空車状態における軸重」等の変更が生じ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査が必要になるが、貸切バス事業者が使用し、同事業者により保安基準適合性の確保を含めた安全管理が行われる事業用自動車であって、下記に該当するものは、限定的かつ特殊な使用形態であり恒久的に変更されるものではないことから、法第 67 条第 1 項中「その事由があつた日から 15 日以内」とあるのを、「自治体と新型コロナワクチン接種会場として使用することとして契約された期間が満了した日から 15 日以内」に読み替えて運用することとしたので、その旨了知されたい。

7. 対象自動車

旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員11人以上の自動車）であって、自治体とワクチン接種会場として使用することが契約された特定の自動車に限る。

8. 変更内容

1. に掲げる対象自動車に備えられた一部の座席を取り外す等の仕様の変更を行うもの。

3. 貸切バス事業者の遵守事項

(1) 座席の取り外し等の仕様の変更及び復元については、資格や知識を持った整備事業者等において、適切に作業を実施すること。

(2) ワクチン接種会場としての使用終了後は、貸切バス事業者の責任のもと確実に元の状態に復元すること。

なお、法第67条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査を受ける場合には、この限りでない。

国 自 整 第 8 号
令和 3 年 4 月 9 日

中部運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定であるが、今般、貸切バス事業者からワクチン接種事務の主体となる地方自治体（以下「自治体」という。）に対して、新型コロナワクチン接種会場として貸切バス活用の提案がなされているところである。

同事業者では、自治体と契約を締結し、同事業者が使用する事業用自動車に対し、ワクチン接種用スペースの確保のために一部の座席の取り外しを行ったうえで自動車を提供することとしている。

本来ならば当該自動車の座席を取り外した場合、自動車検査証の記載事項である、「乗車定員」、「車両重量」、「車両総重量」及び「空車状態における軸重」等の変更が生じ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査が必要になるが、貸切バス事業者が使用し、同事業者により保安基準適合性の確保を含めた安全管理が行われる事業用自動車であって、下記に該当するものは、限定的かつ特殊な使用形態であり恒久的に変更されるものではないことから、法第 67 条第 1 項中「その事由があつた日から 15 日以内」とあるのを、「自治体と新型コロナワクチン接種会場として使用することとして契約された期間が満了した日から 15 日以内」に読み替えて運用することとしたので、その旨了知されたい。

記

9. 対象自動車

旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員11人以上の自動車）であって、自治体とワクチン接種会場として使用することが契約された特定の自動車に限る。

10. 変更内容

1. に掲げる対象自動車に備えられた一部の座席を取り外す等の仕様の変更を行うもの。

3. 貸切バス事業者の遵守事項

(1) 座席の取り外し等の仕様の変更及び復元については、資格や知識を持った整備事業者等において、適切に作業を実施すること。

(2) ワクチン接種会場としての使用終了後は、貸切バス事業者の責任のもと確実に元の状態に復元すること。

なお、法第67条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査を受ける場合には、この限りでない。

国 自 整 第 8 号
令和 3 年 4 月 9 日

近畿運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定であるが、今般、貸切バス事業者からワクチン接種事務の主体となる地方自治体（以下「自治体」という。）に対して、新型コロナワクチン接種会場として貸切バス活用の提案がなされているところである。

同事業者では、自治体と契約を締結し、同事業者が使用する事業用自動車に対し、ワクチン接種用スペースの確保のために一部の座席の取り外しを行ったうえで自動車を提供することとしている。

本来ならば当該自動車の座席を取り外した場合、自動車検査証の記載事項である、「乗車定員」、「車両重量」、「車両総重量」及び「空車状態における軸重」等の変更が生じ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査が必要になるが、貸切バス事業者が使用し、同事業者により保安基準適合性の確保を含めた安全管理が行われる事業用自動車であって、下記に該当するものは、限定的かつ特殊な使用形態であり恒久的に変更されるものではないことから、法第 67 条第 1 項中「その事由があつた日から 15 日以内」とあるのを、「自治体と新型コロナワクチン接種会場として使用することとして契約された期間が満了した日から 15 日以内」に読み替えて運用することとしたので、その旨了知されたい。

1 1. 対象自動車

旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員 11 人以上の自動車）であって、自治体とワクチン接種会場として使用することが契約された特定の自動車に限る。

1 2. 変更内容

1. に掲げる対象自動車に備えられた一部の座席を取り外す等の仕様の変更を行うもの。

3. 貸切バス事業者の遵守事項

(1) 座席の取り外し等の仕様の変更及び復元については、資格や知識を持った整備事業者等において、適切に作業を実施すること。

(2) ワクチン接種会場としての使用終了後は、貸切バス事業者の責任のもと確実に元の状態に復元すること。

なお、法第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査を受ける場合には、この限りでない。

国 自 整 第 8 号
令和 3 年 4 月 9 日

中国運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定であるが、今般、貸切バス事業者からワクチン接種事務の主体となる地方自治体（以下「自治体」という。）に対して、新型コロナワクチン接種会場として貸切バス活用の提案がなされているところである。

同事業者では、自治体と契約を締結し、同事業者が使用する事業用自動車に対し、ワクチン接種用スペースの確保のために一部の座席の取り外しを行ったうえで自動車を提供することとしている。

本来ならば当該自動車の座席を取り外した場合、自動車検査証の記載事項である、「乗車定員」、「車両重量」、「車両総重量」及び「空車状態における軸重」等の変更が生じ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査が必要になるが、貸切バス事業者が使用し、同事業者により保安基準適合性の確保を含めた安全管理が行われる事業用自動車であって、下記に該当するものは、限定的かつ特殊な使用形態であり恒久的に変更されるものではないことから、法第 67 条第 1 項中「その事由があつた日から 15 日以内」とあるのを、「自治体と新型コロナワクチン接種会場として使用することとして契約された期間が満了した日から 15 日以内」に読み替えて運用することとしたので、その旨了知されたい。

記

1 3. 対象自動車

旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員 11 人以上の自動車）であって、自治体とワクチン接種会場として使用することが契約された特定の自動車に限る。

1 4. 変更内容

1. に掲げる対象自動車に備えられた一部の座席を取り外す等の仕様の変更を行うもの。

3. 貸切バス事業者の遵守事項

- (1) 座席の取り外し等の仕様の変更及び復元については、資格や知識を持った整備事業者等において、適切に作業を実施すること。
- (2) ワクチン接種会場としての使用終了後は、貸切バス事業者の責任のもと確実に元の状態に復元すること。

なお、法第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査を受ける場合には、この限りでない。

国 自 整 第 8 号
令和 3 年 4 月 9 日

四国運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定であるが、今般、貸切バス事業者からワクチン接種事務の主体となる地方自治体（以下「自治体」という。）に対して、新型コロナワクチン接種会場として貸切バス活用の提案がなされているところである。

同事業者では、自治体と契約を締結し、同事業者が使用する事業用自動車に対し、ワクチン接種用スペースの確保のために一部の座席の取り外しを行ったうえで自動車を提供することとしている。

本来ならば当該自動車の座席を取り外した場合、自動車検査証の記載事項である、「乗車定員」、「車両重量」、「車両総重量」及び「空車状態における軸重」等の変更が生じ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査が必要になるが、貸切バス事業者が使用し、同事業者により保安基準適合性の確保を含めた安全管理が行われる事業用自動車であって、下記に該当するものは、限定的かつ特殊な使用形態であり恒久的に変更されるものではないことから、法第 67 条第 1 項中「その事由があつた日から 15 日以内」とあるのを、「自治体と新型コロナワクチン接種会場として使用することとして契約された期間が満了した日から 15 日以内」に読み替えて運用することとしたので、その旨了知されたい。

記

15. 対象自動車

旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員11人以上の自動車）であって、自治体とワクチン接種会場として使用することが契約された特定の自動車に限る。

16. 変更内容

1. に掲げる対象自動車に備えられた一部の座席を取り外す等の仕様の変更を行うもの。

3. 貸切バス事業者の遵守事項

(1) 座席の取り外し等の仕様の変更及び復元については、資格や知識を持った整備事業者等において、適切に作業を実施すること。

(2) ワクチン接種会場としての使用終了後は、貸切バス事業者の責任のもと確実に元の状態に復元すること。

なお、法第67条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査を受ける場合には、この限りでない。

国 自 整 第 8 号
令和 3 年 4 月 9 日

九州運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定であるが、今般、貸切バス事業者からワクチン接種事務の主体となる地方自治体（以下「自治体」という。）に対して、新型コロナワクチン接種会場として貸切バス活用の提案がなされているところである。

同事業者では、自治体と契約を締結し、同事業者が使用する事業用自動車に対し、ワクチン接種用スペースの確保のために一部の座席の取り外しを行ったうえで自動車を提供することとしている。

本来ならば当該自動車の座席を取り外した場合、自動車検査証の記載事項である、「乗車定員」、「車両重量」、「車両総重量」及び「空車状態における軸重」等の変更が生じ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査が必要になるが、貸切バス事業者が使用し、同事業者により保安基準適合性の確保を含めた安全管理が行われる事業用自動車であって、下記に該当するものは、限定的かつ特殊な使用形態であり恒久的に変更されるものではないことから、法第 67 条第 1 項中「その事由があつた日から 15 日以内」とあるのを、「自治体と新型コロナワクチン接種会場として使用することとして契約された期間が満了した日から 15 日以内」に読み替えて運用することとしたので、その旨了知されたい。

17. 対象自動車

旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員11人以上の自動車）であって、自治体とワクチン接種会場として使用することが契約された特定の自動車に限る。

18. 変更内容

1. に掲げる対象自動車に備えられた一部の座席を取り外す等の仕様の変更を行うもの。

3. 貸切バス事業者の遵守事項

(1) 座席の取り外し等の仕様の変更及び復元については、資格や知識を持った整備事業者等において、適切に作業を実施すること。

(2) ワクチン接種会場としての使用終了後は、貸切バス事業者の責任のもと確実に元の状態に復元すること。

なお、法第67条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査を受ける場合には、この限りでない。

国 自 整 第 8 号
令和 3 年 4 月 9 日

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定であるが、今般、貸切バス事業者からワクチン接種事務の主体となる地方自治体（以下「自治体」という。）に対して、新型コロナワクチン接種会場として貸切バス活用の提案がなされているところである。

同事業者では、自治体と契約を締結し、同事業者が使用する事業用自動車に対し、ワクチン接種用スペースの確保のために一部の座席の取り外しを行ったうえで自動車を提供することとしている。

本来ならば当該自動車の座席を取り外した場合、自動車検査証の記載事項である、「乗車定員」、「車両重量」、「車両総重量」及び「空車状態における軸重」等の変更が生じ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査が必要になるが、貸切バス事業者が使用し、同事業者により保安基準適合性の確保を含めた安全管理が行われる事業用自動車であって、下記に該当するものは、限定的かつ特殊な使用形態であり恒久的に変更されるものではないことから、法第 67 条第 1 項中「その事由があつた日から 15 日以内」とあるのを、「自治体と新型コロナワクチン接種会場として使用することとして契約された期間が満了した日から 15 日以内」に読み替えて運用することとしたので、その旨了知されたい。

19. 対象自動車

旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員11人以上の自動車）であって、自治体とワクチン接種会場として使用することが契約された特定の自動車に限る。

20. 変更内容

1. に掲げる対象自動車に備えられた一部の座席を取り外す等の仕様の変更を行うもの。

3. 貸切バス事業者の遵守事項

(1) 座席の取り外し等の仕様の変更及び復元については、資格や知識を持った整備事業者等において、適切に作業を実施すること。

(2) ワクチン接種会場としての使用終了後は、貸切バス事業者の責任のもと確実に元の状態に復元すること。

なお、法第67条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査を受ける場合には、この限りでない。